

次月号では、朝日町空家等対策計画全体の概要をご紹介します。

5. 住民等からの空家等に関する相談への対応

朝日町役場に窓口を設置するとともに、専門的団体と連携し、相談体制を整えます。

■庁内の窓口

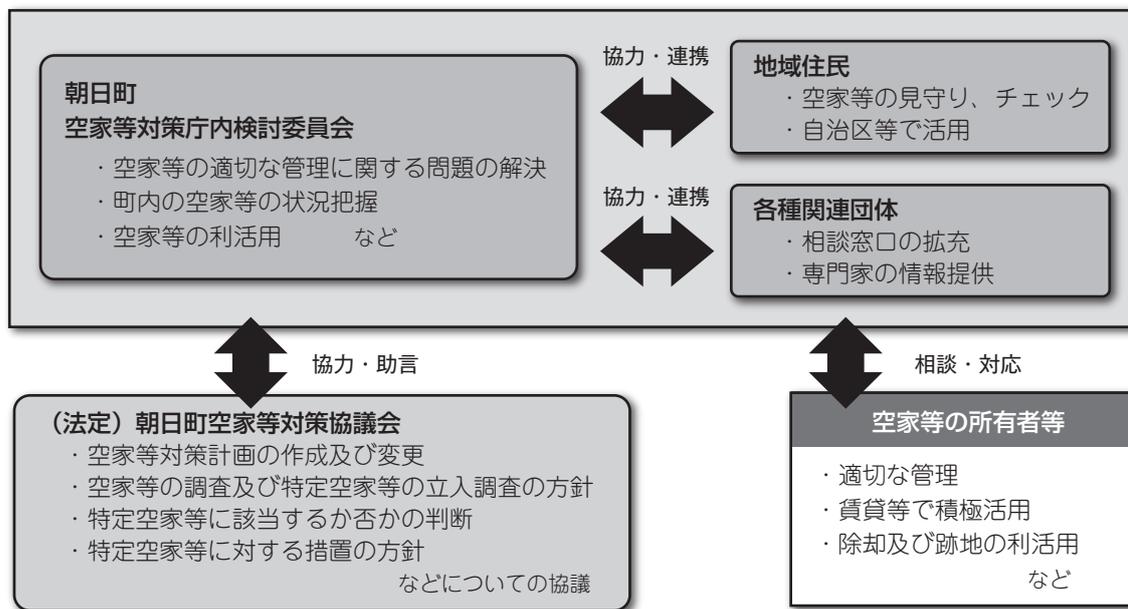
相談分野	内容項目	関係課
空家全般	空家全般	産業建設課 377-5658
建築物の維持管理	建築物の老朽化等、倒壊、脱落など道路等への雑草木の繁茂	
生活衛生	衛生害虫、隣地への雑草木の繁茂、ゴミの散乱など	町民環境課 377-5653
火災予防	枯草や可燃物の放置などの火災予防	総務課 377-5651

■専門的団体の窓口

専門的団体	連携内容
弁護士・司法書士	・相続、権利関係等法律 ・相続、売買での不動産登記 ・成年後見制度に係る相談支援、財産・金銭管理
宅建・不動産事業者	・空家等の売却や賃貸
建築士・建設事業者	・空家等の耐震診断や改修全般

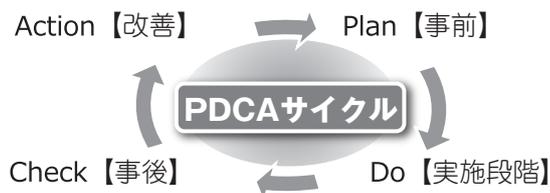
6. 空家等に関する対応の実施体制

空家等対策の施策の推進するため、朝日町空家等対策協議会及び朝日町空家等対策庁内検討委員会を設置し、地域住民、庁内関係課、各種関連団体など多様な主体との連携を踏まえ、空家等に関する実施体制を構築します。



7. その他空家等に関する対策

今後、人口減少や少子高齢化の進行など周囲の状況が大きく変わり、空家等に限らず、さまざまな変化が生じてくることが予想されます。本計画が効果的に、着実に実施されるよう、PDCAサイクルによる取り組み、定期的な見直し及び評価を随時実施していきます。



【問い合わせ先】 産業建設課 TEL 377-5658